

広島県最低賃金は

56 円（5.2%）引き上げて

「時間額 1,141 円」に

－ 広島地方最低賃金審議会が答申 －



広島地方最低賃金審議会（会長 おかだ ゆきまさ 岡田 行正）は、令和 8 年 8 月 17 日、広島労働局長（みやはら しんたろう 宮原 真太郎）に対して、「広島県最低賃金を『時間額 1,141 円』に改正することが適当である。」旨を答申しました。

広島労働局長は、答申を受け、その要旨を公示して異議申出（期限 9 月 1 日）に関する手続等を行います。その後、異議申出に係る審議を経て、広島県最低賃金を改正決定することになります。

改正決定の効力発生日は、早ければ令和 8 年 10 月 11 日となる予定です。

広島労働局では、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援する各種助成金を一層活用していただくため、9 月に重点的な周知を行うこととしています。

最低賃金・賃金引上げに向けた支援策については、広島労働局 HP をご確認ください。

[賃上げ支援 | 広島労働局](#)

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 答申
最低賃金額	930 円	970 円	1,020 円	1,085 円	1,141 円
対前年度上昇率	3.5%	4.3%	5.2%	6.4%	5.2%
対前年度上昇額	31 円	40 円	50 円	65 円	56 円

※最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の 2 種類があり、両方の最低賃金の適用を受ける場合は、高い方の最低賃金額が適用されます。答申通りに改正された場合は、「広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金」を除き広島県最低賃金が適用されます。現在の特定最低賃金については、HP をご確認ください

[賃金・家内労働（パンフレット・リーフレット） | 広島労働局。](#)